#### 論 点 整 理

	第1回会議の意見の概要	具体的論点
1 総論	<ul> <li>○調布市の事故を受けて、学校における食物アレルギー対応への不安が教育現場や家族の間で出ており、出来るだけ早く(中間まとめの段階)、国としての方針を示していく必要がある。</li> <li>○個々の教員の責任を求めるのではなく、組織としての対応が必要である。組織として調布市の事故を防げなかったという観点で捉えるべきである。</li> <li>○調布市の事故は、全国のどこの学校でも起こりうる事故と認識すべきである。</li> </ul>	<ul> <li>→食物アレルギー対応に関し、国として(現時点で)新たに方針として示せるものがあるかどうか。ある場合、その内容は何か。</li> <li>→それぞれの主体(文部科学省、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校)において果たすべき役割は何か。特に足りない点、強化すべき点はどこか。</li> <li>→学校内における連携(担任、養護教諭、栄養教諭等)は十分図られているか。改善すべき点は何か。その際の管理職の役割は何か。</li> </ul>

#### 2 各論 (1)「ガイドライ ○「ガイドライン」の内容としてはきちんと盛り込まれており、十分に学校で →「ガイドライン」は十分に周知、活用されているか(配っただけに 活用されていないことが問題であり、きちんと検証することが必要であ ン」の活用 なっていないか)。活用を促す具体的な方策は何か。 る。 ○「ガイドライン」の内容について、全ての教員がもっと分かりやすく理解 →「ガイドライン」に基づき、各学校の個別の状況をカスタマイズし たマニュアル作りを促進すべきではないか。 できるような資料が必要である。 ○「ガイドライン」を配布するだけではなく、その後、文部科学省や各教育 委員会が学校でどういう対応をしたかということを把握することが必要で →「ガイドライン」の活用状況を把握し、必要があれば改善を指導 ある。 する仕組みが必要ではないか。その際の国や教育委員会等の ○管理指導表のみを活用している現場も見られ(診断書代わり)、管理指 役割は何か。 た、管理指導表を使っていないところも見受けられる。 →「ガイドライン」が、教職員にとって理解できるものになっている ○「ガイドライン」を現場でしっかりと運用できる体制を求めていくことが必 か。分かりやすくまとめた資料を作成する必要があるのではな 要である。 いか。 (2)研修 〇校長等管理職、一般教員、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、調理 →研修の機会(回数)は十分か。 員など職種に応じた研修が必要である。 ○食物アレルギーの具体的内容を学校として判断するのは校長であり、 →特に専門家が少ない地域において研修機会を確保する必要が 校長等管理職の研修が重要である。 あるのではないか。 ○きちんとした専門的知識や臨床経験を有した専門家による研修が必要 である。一方でそうした専門家がなかなか見つからない地域や学校も →職種(管理職、教員、養護教諭、栄養教諭等)に応じた研修内容 ある。 が提供されているか。 ○現場にとって役に立つ実効性のある研修、緊急時の対応が出来るよう →教職員が必要な研修を受けているか(管理職、担任等)。研修の な研修が必要である。 受講を促進する上で市町村教育委員会、校長等が十分な役割を 果たしているか。

## (3)学校給食における対応

- ①事前の対応
- ○管理指導表の作成に当たり、医者側と学校側との共通理解を図る必要 があり、医師会との連携を深めていくことが重要である。
- ○医師の診断と保護者の要望が異なる場合があるが、学校として毅然と した対応が必要である。このためには教育委員会としての統一した方 針を示すことも必要である。
- ○設備や人の配置が整っていない場合に、保護者の要望を何でも受け 入れることは危険であり、学校においてできることできないことを適切に 判断することが必要である。
- ○学校組織として複数の面談を持ってもらえないこともあり、複数の面談 の実施を徹底すべきである。
- ○保護者の相談を受けた際にはきちんと記録を取り、それを教員間で共 通理解を図ることが必要である。
- ○面談の記録などのデータの蓄積をして継続的に活用することが重要である。また、幼稚園・保育所・小学校・中学校との間でデータを共有することが必要である。

- →教育委員会と医師会との連携は取られているか。
- →保護者の必要以上の要望に対して、どのように対応すべきか。
- →校内における情報共有の実態はどうか。改善を図る上で何ができるか。
- →異なる学校段階(幼稚園、保育所、小学校、中学校等)における情報共有を進めるべきではないか。そのためのルールづくりが必要ではないか。

### (3)学校給食における対応

- ②日常の対応
- ○献立作りにおいてもリスクを減らしていくことが必要である。
- ○調理員の中にはインターネットで情報を集めて食物アレルギーの給食 メニューを作っていることもあり、こうした情報提供の在り方も検討することが必要である。
- ○調理場から給食をどのようにして児童生徒のところに運ぶかということ をあらかじめ明確にしておくことが必要である。(単独調理場と共同調 理場では方法が異なる)
- →プロセスの単純化が必要ではないか。(献立づくり、配送、情報 伝達等)
- →調理・配送・配膳に至る個々のプロセスにおける留意事項を具 体的に明示する必要があるのではないか。

# (4)緊急時対応(アナフィラキシー)

- ○緊急時の対応として、「ガイドライン」をコンパクトにした資料があると有 効である。
- ○各学校で危機管理マニュアルを作成することは必要であり、そのため の手引きを作成することが有効である。
- ○学校給食は単独調理場か共同調理場、または児童生徒数や食物アレルギーを有する数などで対応も様々であり、各学校独自の運営スタイルにあった危機管理体制を作るべきである。このため、行政が大まかなものを示して、それに基づき各学校が作っていくことが有効である。
- ○緊急事態になった際には現場での情報共有が重要であり、第一発見者が離れてはいけないなど、緊急時の訓練を全校で行っておくことが必要である。
- ○医学の素人である教員にとってエピペン使用するかしないかの症状の 見極めは困難であり、現場として不安を持っている状況であり、何らか の対応が必要である。

- →アナフィラキシーの対応について、「ガイドライン」の内容をまとめた資料や緊急時の対応マニュアル・手引き等の作成が必要か。(※「2(1)「ガイドライン」の活用」との関連)
- →エピペンの使用に関する正しい理解を促進するために何が必要 か。(情報提供、研修等)
- →消防署との連携が必要ではないか。どのようにすれば連携が促進されるか。